

令和7年度

都城市健全化判断比率審査意見書

都城市資金不足比率審査意見書

都城市監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付された次に掲げる比率について、次のとおり意見を述べる。

第1 令和7年度都城市健全化判断比率

第2 令和7年度都城市資金不足比率

令和8年8月17日

都城市監査委員 新井 克美

都城市監査委員 上之園 誠

都城市監査委員 音堅 良一

第1 令和7年度都城市健全化判断比率審査意見

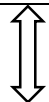
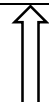
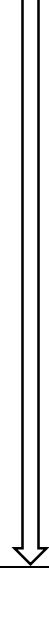
1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第3条第1項の規定に基づく審査

2 審査の対象

令和7年度決算に係る①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率（以下①から④までを「健全化判断比率」という。）並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）を審査の対象とした。

なお、各比率の対象とする会計等は次表のとおりである。

健全化判断比率の 算定対象				区 分	会 計 名			
① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率					
				一般会計等	一般会計			
					整備墓地特別会計			
				一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）			
					国民健康保険特別会計（診療施設勘定）			
					後期高齢者医療特別会計			
					介護保険特別会計			
				公営事業会計	公営企業会計	法適用会計（※）	水道事業会計	
							簡易水道事業会計	
							御池簡易水道事業会計	
							公共下水道事業会計	
							農業集落排水事業会計	
					法非適用会計（※）	公設地方卸売市場事業特別会計		
						電気事業特別会計		
						工業用地造成事業特別会計		
				一部事務組合・広域連合				宮崎県後期高齢者医療広域連合
				地方公社・第三セクター等				都城市土地開発公社・ 都城まちづくり株式会社等

※ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用のある会計を「法適用会計」と、また、これの適用のない会計を「法非適用会計」という。

3 審査の期間

令和 8 年 7 月 27 日から同年 8 月 17 日まで

4 審査の主眼及び方法

審査に付された健全化判断比率及び算定基礎書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第 1 号）に基づき、審査した。

審査に当たっては、健全化判断比率及び算定基礎書類が、健全化法その他関係法令に基づき算定され、適正に作成されているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行ったほか、必要参考資料の提出と関係職員から説明を聴取するなどの方法により、実施した。

5 審査の結果

（１）総合意見

審査に付された健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その算定は、適正であると認めた。

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。いずれも「早期健全化基準」（健全化法第 2 条第 5 号及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「健全化令」という。）第 7 条）及び「財政再生基準」（健全化法第 2 条第 6 号及び健全化令第 8 条）を下回っており、健全な財政状態といえる。

健 全 化 判 断 比 率 の 状 況

（単位：％）

比 率 名	令和 7 年度 A	令和 6 年度 B	前年度比 A－B（ポイント）	早期健全化基準
				財政再生基準
① 実質赤字比率（※）	— (△3.57)	— (△3.64)	— (0.07)	11.35
				20.00
② 連結実質赤字比率（※）	— (△14.63)	— (△15.18)	— (0.55)	16.35
				30.00
③ 実質公債費比率	6.1	6.1	0.0	25.0
				35.0
④ 将来負担比率（※）	— (△66.0)	— (△68.6)	— (2.6)	350.0

※ 上記表①及び同②の比率については算定した結果が黒字であるため、また、同④の比率については算定した結果がマイナスとなるため、それぞれ「—」で表示した。なお、() 内は、いずれも算出した結果の数値である。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計及び整備基金特別会計をいう。以下同じ。）を対象としたものである。

実質赤字比率は、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模（標準税収入額等に普通交付税を加えたもの）に対する比率である。

本市においては、実質赤字比率を計算するとマイナス 3.57%となる。実質収支が黒字である場合は、マイナスの値となる。

なお、本市に適用される「早期健全化基準」（健全化法第 2 条第 5 号、健全化令第 7 条第 1 号ハ）は 11.35%であり、また、「財政再生基準」（健全化法第 2 条第 6 号、健全化令第 8 条第 1 号ハ）は 20.00%である。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計等及び公営事業会計を対象としたものである。

連結実質赤字比率は、これら会計における連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

本市においては、連結実質赤字比率を計算するとマイナス 14.63%となる。連結実質収支が黒字である場合は、マイナスの値となる。

なお、本市に適用される「早期健全化基準」（健全化法第 2 条第 5 号、健全化令第 7 条第 2 号ハ）は 16.35%であり、また、「財政再生基準」（健全化法第 2 条第 6 号、健全化令第 8 条第 2 号ハ）は 30.00%である。

ウ 実質公債費比率について

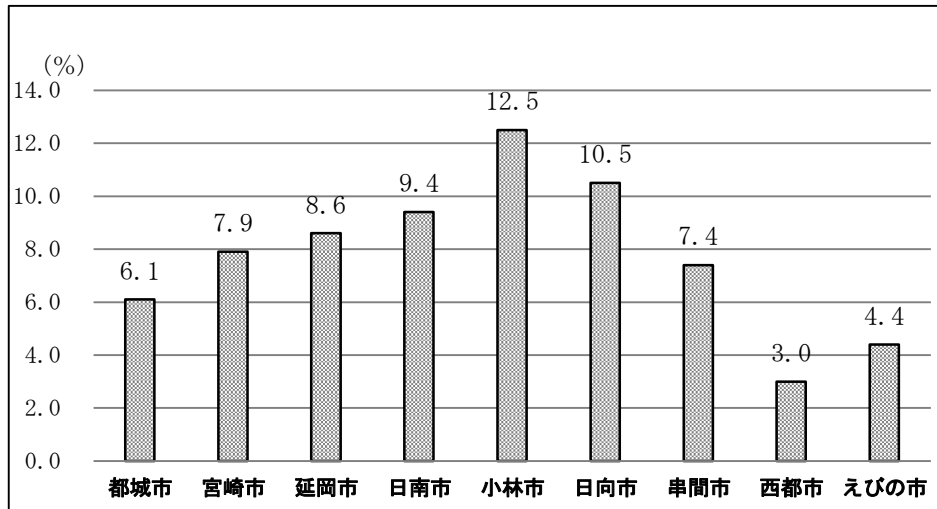
実質公債費比率は、一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合・広域連合（本市においては宮崎県後期高齢者医療広域連合が該当）を対象としたものである。

実質公債費比率は、これらの対象が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの程度を示すものである。この比率は、令和 5 年度から令和 7 年度までの単年度比率の 3 か年の平均値で算出する。

本市における実質公債費比率は、6.1%であり、これは本市に適用される基準値（「早期健全化基準」（健全化令第 7 条第 3 号）25.0%及び「財政再生基準」（健全化令第 8 条第 3 号）35.0%）を大幅に下回っている。

なお、県内 9 市の実質公債費比率（令和 6 年度）は、【図 1】のとおりである。

【図 1】 県内 9 市の実質公債費比率（令和 6 年度）



エ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等、公営事業会計、一部事務組合・広域連合（本市においては宮崎県後期高齢者医療広域連合が該当）及び地方公社（本市においては都城市土地開発公社が該当）・第三セクター等（本市においては都城まちづくり株式会社等が該当）を対象としたものである。

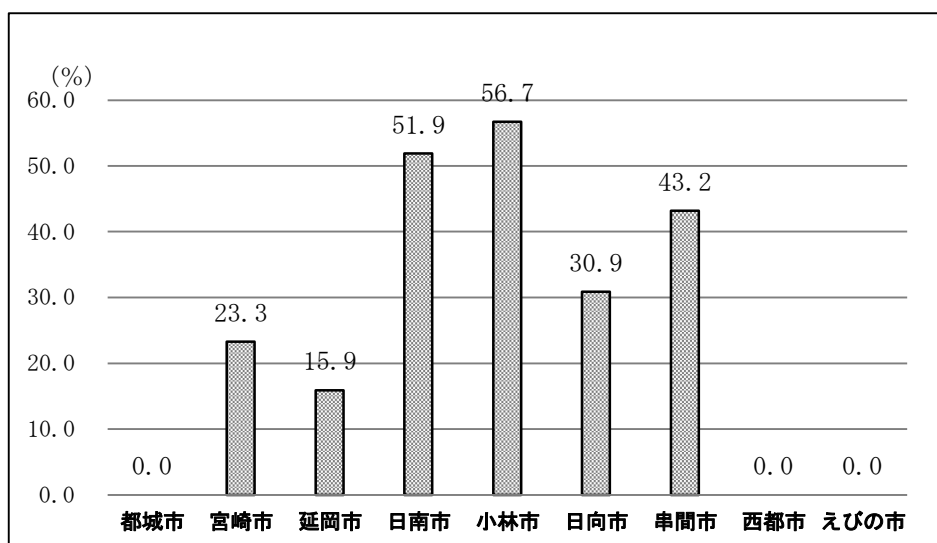
将来負担比率は、これらの対象が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

本市においては、将来負担比率を計算するとマイナス 66.0%となる。充当可能財源等が将来負担額を上回っている場合は、マイナスの値となる。

なお、本市に適用される「早期健全化基準」（健全化令第 7 条第 4 号ロ）は、350.0%である。

また、県内 9 市の将来負担比率（令和 6 年度）は、【図 2】のとおりである。

【図 2】 県内 9 市の将来負担比率（令和 6 年度）



(3) 是正改善を要する事項

令和7年度の健全化判断比率は、以上のとおりであり、特筆すべき事項はない。

第2 令和7年度都城市資金不足比率審査意見

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第22条第1項の規定に基づく審査

2 審査の対象

令和7年度決算に係る資金不足比率（比率の対象は次表のとおり。）及びその算定基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）

区 分		会 計 名
公 営 企 業 会 計	法適用会計（※）	① 水道事業会計
		② 簡易水道事業会計
		③ 御池簡易水道事業会計
		④ 公共下水道事業会計
		⑤ 農業集落排水事業会計
	法非適用会計（※）	⑥ 公設地方卸売市場事業特別会計
		⑦ 電気事業特別会計
		⑧ 工業用地造成事業特別会計

※ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用のある会計を「法適用会計」と、また、これの適用のない会計を「法非適用会計」という。

3 審査の期間

令和8年7月27日から同年8月17日まで

4 審査の主眼及び方法

審査に付された資金不足比率及び算定基礎書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づき、審査した。

審査に当たっては、資金不足比率及び算定基礎書類が、健全化法その他関係法令に基づき算定され、適正に作成されているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行ったほか、必要参考資料の提出と関係職員から説明を聴取するなどの方法により、実施した。

5 審査の結果

(1) 審査の概要

資金不足比率は、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の比率である。

経営健全化基準は、公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について、経営健全化基準の数値以上として定めた数値である（健全化法第23条第1項）。この数値は、20.0%とされている（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第19条）。

会計別の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

本市では、いずれの会計においても、資金収支額が収支プラス（次表①～⑤）又は収支均衡（同⑥～⑧）であり、資金不足は生じていない。

会 計 別 資 金 不 足 比 率 の 状 況

会 計 名	資金不足比率（※）		資金収支額（千円）	
	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
① 水道事業会計	—	—	2,702,769	2,935,173
② 簡易水道事業会計	—	—	937,263	816,495
③ 御池簡易水道事業会計	—	—	71,984	50,131
④ 公共下水道事業会計	—	—	574,104	602,652
⑤ 農業集落排水事業会計	—	—	140,231	99,615
⑥ 公設地方卸売市場事業特別会計	—	—	0	0
⑦ 電気事業特別会計	—	—	0	0
⑧ 工業用地造成事業特別会計	—	—	0	0

※ 資金不足比率については、いずれの会計も資金不足が生じていないため「—」で表示した。

(2) 意見

審査に付された資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その算定は、適正であると認めた。

令和7年度の資金不足比率について、特筆すべき事項はない。